

令和3年第4回定例公安委員会会議録

開催日時 令和3年2月18日(木) 午前11時50分～午後3時

開催場所 警察本部

第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時15分

2 出席者

公安委員会 勝部委員 久本委員

警察本部 服部警察本部長 川島警務部長 柴田首席監察官
河本生活安全部長 長谷高刑事部長 保田交通部長
谷村警備部長 本庄警察学校長 濱口情報通信部長
細田警務部参事官

(事務局等～松本公安委員会補佐室長、中田補佐、総務課員)

3 議題事項

- 鳥取県警察における警察用航空機の非稼働時における援助に関する協定(生活安全部)
- 鳥取県道路交通法施行細則の一部改正(交通部)

(1) 鳥取県警察における警察用航空機の非稼働時における援助に関する協定(生活安全部)

警察本部

県警察ヘリ「さきゅう号」が保守点検整備等のため稼働できない期間中に、本県内で事案が発生した場合において、隣接県警察の警察ヘリの優先的かつ円滑な応援派遣を可能にするため、警察法に基づく援助の要求及び受諾に関する協定をあらかじめ締結する。協定は、隣接県のうち、給油なしで往来可能である島根県公安委員会、岡山県公安委員会及び兵庫県公安委員会と結ぶ。

対象事案は、警備事案、人命に関わる緊急を要する救難・救助事案等であり、ヘリテレによる情報収集や警戒、捜索・救助活動等の業務に当たる。

本協定は4月1日から運用予定である。

委員

事前に説明を受けており、この内容で決裁する。重要な任務であるので、引き続き、よろしく願います。

委員

警察ヘリだからこそ対応できる事案もあるので、今後もしっかりと対応に当たっていただきたい。

(2) 鳥取県道路交通法施行細則の一部改正（交通部）

警察本部

本年4月1日から施行予定の鳥取県道路交通法施行細則の改正点は6点である。

1点目は、公安委員会に提出する申請等の経路先を改正する。現在、鳥取県公安委員会に提出する書類のうち、通行禁止や駐車禁止の除外車指定申請書は、住所を管轄する警察署長を経由して提出しなければならないとされているが、申請者の負担軽減のため、申請先を鳥取県警察本部交通規制課又は鳥取県内の各警察署に変更する。

2点目は、軽車両の乗車又は積載の制限における自転車の定義を改正する。近年、高齢者向けや運搬用の4輪自転車が開発されており、軽車両の乗車人員を規定している部分について、現行では、「2輪又は3輪の自転車」とされているところ、4輪自転車にも同規定を適用するため、「自転車」に変更する。

3点目は、自転車の幼児用座席に乗車させる者の年齢制限を改正する。現行では、自転車の幼児用座席に乗車可能なのは「6歳未満の者」としているが、これを「小学校就学の始期に達するまでの者」に拡大する。

4点目は、タンDEM自転車の通行ができる区間等を改正する。現行では、16歳以上で指定された路線の走行を可能としているが、年齢制限を廃止し、県内一般道路における走行を可能とする。

このほか、自動車の積載物の高さ制限の特例区間の改正及び放置違反金納付命令書等の様式を改正する。

委員

これまでも改正経過の報告を受けており、この内容で進めていただきたい。

委員

情勢に応じた改正だと思う。タンDEM自転車の部分については、交通事故等に配慮して進めていただきたい。

4 報告事項

- 被疑者取調べの監督の実施状況（令和2年中）（警務部）
- 警察本部長に対する苦情の受理状況（令和2年10月～12月）及び苦情申出制度の運用状況（令和2年中）（警務部）
- 令和2年中の遺失、拾得物の取扱状況（警務部）

（1）被疑者取調べの監督の実施状況（令和2年中）（警務部）

警察本部から、令和2年中の被疑者取調べの監督の実施状況及び指導教養状況等について報告がなされた。

委員

視認状況等について事前に説明を受けている。引き続き、適切に行っていただきたい。

委員

重要な業務なので、必要性等について職員にも分かりやすいものとし、業務に当たっていただきたい。

（2）警察本部長に対する苦情の受理状況（令和2年10月～12月）及び苦情申出制度の運用状況（令和2年中）（警務部）

警察本部

令和2年10月から12月の警察本部長に対する苦情は2件であり、指摘事実があるものは1件であった。

令和2年中の苦情受理件数は、公安委員会宛てが3件、警察本部長宛てが9件であり、そのうち指摘事実があるものは3件であった。前年と比較し、苦情の総件数、指摘事実があった件数ともに減少した。

引き続き、苦情への対応に当たっては、県警の活動に改善すべき点はないか常に検証するきっかけと考え、苦情の内容を狭く捉えて判断することなく県民目線で客観的に精査し、県民の期待にこたえる警察活動の推進につなげていく。

委員

苦情事案については、真摯に対応し、県民の不信感につながらないように、指摘事実のあったものは改善していただきたい。

委員

前年よりも減少している点については、県警察の努力の結果でもあると思う。
引き続き、県民の立場に立った対応をお願いする。

(3) 令和2年中の遺失、拾得物の取扱状況（警務部）

警察本部

令和2年中の遺失物届出状況は、現金が約1億778万円であり、昨年より約2,063万円減少した。物品は1万6,900点であり、昨年より約2,100点減少した。拾得物届出状況は、現金が約5,719万円であり、昨年よりも約895万円減少した。物品は約4万4,000点であり、約9,300点減少した。

拾得物の内訳の上位3分類は、昨年と同様に、生活用品類、衣類・履物類、証明書類・カード類の順であった。現金の返還状況は、遺失者への返還が68.1パーセントである一方、物品の返還状況は、県への帰属が54.8パーセントと最も多く、遺失者への返還は16.2パーセントであった。現金の場合は、遺失届が出されたり、証明書類等と一緒に拾得されることが多く、遺失者を特定しやすいが、生活用品等は記名等がなく遺失者を特定しにくいことや、遺失届出も少ない状況である。拾得金額の最高額は66万5,000円であったが、遺失者に返還済みである。

委員

取扱件数が多く、手続等に要する労力も多いと思うので、業務の合理化等についても検討していただきたい。

委員

県に帰属した拾得物は、どのような取扱いになるか。

警察本部

売却できるものは売却するなどして対応している。

5 その他

○交通死亡事故多発警報の発令（交通部）

○第16回「竹島の日」記念式典における鳥取県警察の対応（警備部）

(1) 交通死亡事故多発警報の発令（交通部）

警察本部

本年2月5日に境港署管内、6日に倉吉署管内、9日に米子署管内で交通死亡事故が発生したことから、10日に鳥取県交通対策協議会長である県知事から本年第1号となる交通死亡事故多発警報が発令された。

県警察では、死亡事故発生に歯止めをかけるため、19日までの10日間、街頭活動の強化、安全教育の推進、交通指導取締りの実施、広報・啓発活動の推進など緊急対策を講じている。

委員

痛ましい交通事故が続いているので、継続して各種対策をお願いする。

(2) 第16回「竹島の日」記念式典における鳥取県警察の対応（警備部）

警察本部

本年2月22日、島根県松江市内で開催される第16回「竹島の日」記念式典における情勢は、一部の右派系団体による外国人活動家等による記念式典の妨害活動に対する抗議活動が予想されるが、現在、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化措置のため、外国人の入国に制限が設けられている状況である。

本県警察では、鳥取県内に波及することを視野に入れた体制を確立し、事案発生の際は、適切に対応する。

委員

本県内でトラブル等が発生した際は、しっかりと対応に当たっていただきたい。

第2 その他の公安委員会活動

1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

3 事前説明

- ・公安委員会宛ての苦情に対する回答

- ・被疑者取調べの監督の実施状況（令和2年中）
- ・「令和2年政策評価報告書」及び「令和3年推進・評価計画書」の策定
- ・鳥取県警察における警察用航空機の非稼働時における援助に関する協定

4 報告事項

- ・公安委員会宛て要望の受理
- ・訟務案件

5 決裁

- ・鳥取県警察における警察用航空機の非稼働時における援助に関する協定

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。